平成２３年（フ）第２０号
福岡県うきは市浮羽町西隈上93番地６
債務者　堀　由紀枝
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１号
大分市高松東３丁目３番２号コーポ三浦209
債務者　中野　　満
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１２号
大分市高松東３丁目３番２号コーポ三浦209
債務者　中野　美穂
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３８号
大分市大字勢家1095番１　アーデン六番館603号室、住民票上の住所大分市大字荏隈910番地の76市営H13―915
債務者　清田　照美
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２７号
宮崎市大塚町天神後2724番地３　西側
債務者　久間　　博
１　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
宮崎地方裁判所第１部破産係

平成２３年（フ）第１号
宮崎県串間市大字崎田635番地
債務者　竹島　百代
１　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第１号
茨城県神栖市木崎2406番地196　グラシアスベイｏｎｅ107
債務者　秋田　淳一
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第９号
京都市左京区岩倉上蔵町54番地　岩倉団地１棟101号
債務者　小林　久榮
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
京都市西京区大原野東野町３番地368
債務者　吉田　孝雄
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
京都府向日市森本町下森本43番地の73
債務者　奥山　哲也
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
京都府城陽市市辺芝ハズレ49―３、住民票上の住所京都府城陽市寺田深谷86番地の39
債務者　松井　勝弘
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
京都市伏見区深草西浦町１丁目41番地　清栄コーポ102
債務者　渡邊　洋子
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
京都府八幡市男山弓岡４番地　209―406
債務者　曽束　美雪
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２９号
奈良市東九条町730番地　フレグランス谷口102号
債務者　田村　香月
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８号
広島県呉市吾妻１丁目８番16号
債務者　大平　　享
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第９号
広島県呉市吾妻１丁目８番16号
債務者　大平　敏子
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１０号
広島県呉市下蒲刈町下島839番地の２
債務者　小栗　　聡
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第４７４号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津1400番地65
債務者　福成加代子
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係